

I 第2期発展・強化計画策定にあたって

1 第1期計画の策定からの経緯

さぬき市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、さぬき市の地域福祉を推進する中核的な団体として、2002（平成14）年4月に旧5町社会福祉協議会が合併し、設立から2015（平成27）年4月で13年が経過しました。

この間、合併による組織拡大、補助金の削減、介護報酬の改定など、本会を取り巻く環境が大きく変化しました。

このような状況の中、指揮命令系統の複雑さ、マンパワー分散による不安定、不効率な組織体制などの課題も見えてきました。

そこで、2015（平成27）年12月に発展・強化計画策定委員会を立ち上げ、社会福祉事業や地域福祉推進活動、福祉施設の経営管理活動等を活性化し、より効果的な事業の実施を目指し、短期的な経営戦略の明確化や運営体制の見直し、地域福祉の中核として信頼される組織体制にするために、2016（平成28）年3月「第1期発展・強化計画」を策定しました。

この計画期間は、2016（平成28）年度から2018（平成30）年度までの3年間とし、2017（平成29）年度からの社会福祉法人制度改革への対応、経営改善、組織再編の見直しの検討など取り組んできました。

なお、最終年度の2018（平成30）年度は、これまでの経緯を踏まえて、振り返りと点検を行い、第2期発展・強化計画策定へと繋げていきます。

2 第2期計画の策定にあたって

第1期計画で打ち出した重点項目を継承しながらも、さらに現状と課題を明らかにし、組織再編に向けて新たな組織を機能させるため、職員の資質向上、財政面では「経営」という視点を高め、事業の統廃合も含めた効果的かつ効率的な組織運営を目指し「第2期発展・強化計画」を策定することとしました。

3 計画期間

第2期発展・強化計画の期間は、2019（平成31）年度から2021（平成33）年度までの3年間とします。

なお、制度改正等の動向を踏まえ、計画期間内においても必要に応じて見直しを行うこととします。

関連計画との関係は、次のとおりです。

計画名	2018年度 (平成30)	2019年度 (平成31)	2020年度 (平成32)	2021年度 (平成33)	2022年度 (平成34)	2023年度 (平成35)
発展・強化計画	見直し期間		← 第2期計画	→		
地域福祉計画 (さぬき市)※		←		第4期計画	→	
地域福祉活動計画 (さぬき市社協)※		←		第4期計画	→	

※第4期地域福祉計画と第4期地域福祉活動計画は、本会とさぬき市とで一体的に実施します。

Ⅱ さぬき市社会福祉協議会の使命・経営理念・組織運営方針

1 使命

さぬき市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、楽しくいきいきと誰もが安心して暮らすことができる福祉の町づくりを推進することを使命とします。

2 経営スローガン

「市民のお役に立つ社協をつくる。」

3 経営理念

さぬき市社会福祉協議会は、使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開します。

(1) 住民参加・協働による福祉社会の実現

地域住民、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア及び社会福祉施設並びに市民活動団体など地域のあらゆる団体・組織との相互理解と協働によって住民主体の地域コミュニティの形成を実現します。

(2) 地域における利用者本位の福祉サービスの実現

地域において誰もが地域の一員として、尊厳をもって生活が送れるよう自立支援や利用者本位の福祉サービスを実現します。

そのためにも「個人の尊厳」を基本とし、生活に問題を抱えていても他者による支援や福祉サービス等社会資源を活用しながら、地域社会においても、自立した生活ができるよう早期発見や早期対応に努め、支援活動を展開します。

(3) 地域に根ざした総合的な支援体制の実現

地域住民、保健・医療・福祉の関係機関はもとより、教育、就労等生活関連組織と連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に展開される支援体制の構築と専門他職種による連携づくりに取り組みます。

(4) 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

事業展開を通じて地域の福祉課題を捉え直し、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、専門職として新たな福祉サービスの開発に挑戦します。

また、制度の狭間にある福祉課題や地域から孤立している世帯、複合的な課題を抱えている世帯への支援など、これまでの制度や住民福祉活動で対応しきれなかった課題に対し、全職員が一丸となって積極果敢に取り組みます。

(5) 事業分析による効果的・効率的な経営の実現

継続した事業評価を行い、職員一人ひとりのコスト意識を高め、効果的・効率的な運営を目指します。

4 組織運営方針

さぬき市社会福祉協議会は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、その使命経営理念を実現するために、以下により組織運営を行います。

- (1) 地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公平さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たします。
- (2) 事業の展開にあたって、住民参加を徹底します。
- (3) 事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自立した経営を行います。
- (4) 全ての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守します。
- (5) 職員は、明るく笑顔を絶やさずに住民と接するように務めます。

III 発展・強化に向けた重点事業項目

1 社会福祉協議会の経営・事業体制の強化

重点項目1 安定した法人運営と組織づくり

- ▶目標（1）組織体制の整備
- ▶目標（2）財政基盤の強化
- ▶目標（3）職員の意識改革と人材育成

2 地域福祉活動の推進強化「ニーズ対応型社協活動の推進」

重点項目2 人と人が繋がり支えあう福祉のまちづくり

- ▶目標（1）地域の暮らしを支える繋がりづくり

3 相談支援事業の推進強化

重点項目3 相談窓口としての機能づくりと支援体制の強化

- ▶目標（1）相談支援体制の整備

4 在宅福祉サービス事業の推進強化

重点項目4 介護予防に向けた取り組み

- ▶目標（1）介護予防教室事業の推進強化

5 介護保険事業の経営の安定とサービスの質の向上

重点項目5 介護保険事業の健全経営に向けた取り組み

- ▶目標（1）事業所の統廃合等及びサービス利用者確保による健全経営
- ▶目標（2）職員の資質の向上及び有資格者的人材確保

6 障害福祉サービス事業の経営の安定とサービスの質の向上

重点項目6 障害福祉サービス事業の健全経営に向けた取り組み

- ▶目標（1）障害福祉サービス事業の健全経営
- ▶目標（2）就労支援等事業の健全経営

7 施設等の適正管理と健全経営

重点項目7 施設の健全経営に向けた取り組み

- ▶目標（1）施設の健全経営に向けた取り組み

IV 発展・強化に向けた取り組み

1 社会福祉協議会の経営・事業体制の強化

重点項目1 安定した法人運営と組織づくり

▶目標（1）組織体制の整備

【現状と課題】

本会を取り巻く環境も大変厳しくなっており、介護保険法等の改正やサービス事業利用者の減少等による事業収入減少のほか、さぬき市の運営費補助金も減少となり、財政的にも非常に厳しい局面を迎えております。

しかしながら、地域課題・生活課題に対応した事業展開を図るために、また、厳しい財政状況から継続して自立できることを目指した、組織体制の整備を図る必要があります。

【今後の方向性】

①組織再編

支所による地域単位での事業実施、運営管理体制から事業ごとに企画・調整から運営管理までを一体的に行う管理体制を構築し、本会としての方針が共有できる事業展開を図ります。

ただし、当分の間、事業を実施するうえで、地域とのつながりは不可欠であるため、地域福祉の窓口業務の機能を持たず拠点としての支所を存続していく方向です。

また、介護保険事業等においても、法人全体として一体管理する管理体制を構築し、指揮命令・権限・責任を明確化することにより、管理職の意識向上と諸課題に対する対応の迅速化を図ります。

②業務の標準化と情報の共有

マンパワー（職員の能力、特質、才能）を集約することで、専従化や複数担当制が可能となることから、組織体制を構築し、職員の専門性を高めることにより、支援体制の標準化が図られ、情報の共有を図り質の高いサービス提供に繋げられるよう努めます。

③事業所の再編

介護保険事業・障害福祉サービス事業・就労支援等事業の実施にあたっては、地域ニーズに応じた事業の継続的・安定的な実施とサービスの質の向上を目指すものであり、経営分析を行い、業務効率等総合的に判断し、事業所の再編等を図ります。

④理事・評議員の定数や選出区分などの検討

より安定した財政状況の下、積極的な事業展開を推進していくためには、理事会・評議員会において、本会を取り巻く状況が厳しい中で、今日的な課題を対象とした議論を深める必要性があります。

そのために、現在の理事・評議員の定数や選出区分などについて検討を行います。

実施項目	2019年度 (平成31)	2020年度 (平成32)	2021年度 (平成33)
組織再編	実施	継続	検討
業務の標準化と情報の共有	実施	継続	継続
事業所の再編	検討 実施	検討 実施	検討 実施
理事・評議員の定数や選出区分などの検討	検討	検討	実施

▶目標（2）財政基盤の強化

【現状と課題】

本会は、介護保険制度が導入される前より、行政からの補助金・委託金が財源の中心であったことにより、行政への依存傾向があります。

しかしながら、民間の立場で地域福祉を進める機関であることから、主体的な施策提言を行うことが必要であり、行政とは依存ではなく、パートナーの関係でなければなりません。地域福祉の推進のため、福祉経営の確立と自立した経営を目指す必要があります。

【今後の方向性】

①法人運営事業の健全経営

さぬき市からの本会への補助金交付については、2016（平成28）年度に、さぬき市社会福祉協議会運営費補助金交付要綱が制定され、2016（平成28）年度さぬき市補助金を上限額として、2020（平成32）年度までの補助金がルール化されました。

しかしながら、さぬき市の財政が非常に厳しいことから、2021（平成33）年度以降は、さらに厳しい状況になることが予想されるため、事業のスクラップ&ビルトや事業の効率化に努めるとともに、組織再編においても、2019（平成31）年度の再編だけでなく、隨時、目的に対応できる組織であるか検証を行いながら、メンテナンスに努めます。

②公的財源の確保

生活困窮者自立相談支援事業（国庫補助事業）や法人後見制度並びに日常生活自立支援事業等、今後利用者の増加が予想される事業等について、積極的に公的補助金等の確保を求めていくよう努めます。

③介護保険事業・障害福祉サービス事業・就労支援等事業の健全経営

自主財源で大きな比重を占める介護保険事業・障害福祉サービス事業・就労支援等事業の健全経営を図るため、事業管理者及び全職員が事業の経営状況を分析・把握することで、健全な事業経営に取り組みます。

今後は、在宅福祉課長を中心に、各事業者間で法改正等の情報の共有や収支計画の進捗管理の徹底に努めます。

また、収益の見込めない事業の存続やニーズに対応した新たな事業への転換について協議・検討を行います。

実施項目	2019年度 (平成31)	2020年度 (平成32)	2021年度 (平成33)
法人運営事業の健全経営	検討 実施	検討 実施	検討 実施
公的財源の確保	検討 実施	検討 実施	検討 実施
介護保険事業・障害福祉サービス事業・就労支援等事業の健全経営	検討 実施	検討 実施	検討 実施

▶目標（3）職員の意識改革と人材育成

【現状と課題】

今回の組織再編を契機として、合併から長く続いた支所長・施設長制を廃止し、法人全体として一体的な管理体制を構築することにより、指揮命令・権限・責任が明確化することで、諸課題等に対する対応の迅速化を図ることを目的としていますが、管理職並びに職員のより一層の意識改革が求められます。

今後の社会保障制度、福祉施策等の動向に対応していくためにも、地域福祉、介護の最前線でその活動を支える職員の育成に力を入れる必要があります。

【今後の方向性】

①職員の専門性の確保

福祉はサービス業であり、本会の経営スローガンでもある「市民のお役に立つ社協」を目指し、専門職としての様々な資格取得の奨励や研修会への積極的参加の促進を図ります。

②地域福祉事業と介護保険事業・障害福祉サービス事業・就労支援等事業との連携

本会の実施する介護事業等の役割の一つとして、利用者へ質の高い介護サービスを提供することはもとより、事業を通じて地域ニーズを把握し、地域福祉の推進に繋げていこうえでも大きな役割を担っています。

新組織体制移行後は、介護の現場の課題を地域福祉や相談支援等の職員に繋げ、地域ニーズに対応する事業展開を図ります。

③社会福祉協議会全般の広い視野を持つ職員育成

拠点集約に伴い、職員の専業化・専門化を図るだけでなく、社会福祉協議会全般の広い視野を持つ職員育成が必要となります。地域福祉事業と介護事業等の連携の取り組みや人事異動等により、総合的な力を持った次世代の基幹的職員の育成に努めます。

実施項目	2019年度 (平成31)	2020年度 (平成32)	2021年度 (平成33)
職員の専門性の確保	継続	継続	継続
地域福祉事業と介護保険事業の連携	検討 実施	検討 実施	検討 実施
社会福祉協議会全般の広い視野を持つ職員育成	実施	継続	継続

2 地域福祉活動の推進強化「ニーズ対応型社協活動の推進」

重点項目2 人と人が繋がり支えあう福祉のまちづくり

▶目標（1）地域の暮らしを支える繋がりづくり

【現状と課題】

少子高齢化や核家族化、一人暮らしの増加、地域における人と人のつながりの希薄化により、地域での社会的孤立や貧困、虐待などの生活課題は複雑かつ深刻化しています。

このような状況の中、本会の役割としては、多様な地域課題・福祉課題について、地域住民や各種団体、ボランティア、社会福祉法人施設、民間企業等の支援力を活かした、多様なサービスを総合的に支援する仕組みづくりが求められています。

【今後の方向性】

①生活課題に応じた福祉サービスの充実・強化

地域の生活課題に応じた福祉サービスを充実するために、生活支援コーディネーターを中心に地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等の充実・強化を図ります。

②子育て支援の充実

子育ての悩みを気軽に相談でき、子ども達が楽しめる居場所づくりを、ボランティア等、地域住民の方々と協働し、ニーズに合わせた子育て支援の充実を目指します。

③関係機関・団体等とのネットワークの充実

地域福祉の推進において、地域住民の参画のもと、地域福祉推進員（自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員）、福祉団体、社会福祉法人施設と連携を図りながら、多様な地域課題・福祉課題に取り組みます。

④社協イメージキャラクターの活用

本会イメージキャラクター「ふっきーちゃん」を広報紙やホームページだけでなく、地域の活動やイベントに使用するチラシ・配布物など広く活用し、取り組みをPRすることで、社協が身近で親しみやすい存在になれるよう見える化を図ります。

実施項目	2019年度 (平成31)	2020年度 (平成32)	2021年度 (平成33)
生活課題に応じた福祉サービスの充実・強化	検討 実施	検討 実施	検討 実施
子育て支援の充実	実施	継続	継続
関係機関・団体とのネットワークの充実	実施	継続	継続
社協イメージキャラクターの活用	実施	継続	継続

3 相談支援事業の推進強化

重点項目3 相談窓口としての機能づくりと支援体制の強化

▶目標（1）相談支援体制の整備

【現状と課題】

本会は、地域の生活課題・福祉課題の解決に向けて、法律相談等事業、生活困窮者自立相談支援事業、生計困難者に対する相談支援事業（香川おもいやりネットワーク事業）、日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業、成年後見事業、特定相談支援事業などの相談事業に取り組んでいます。

これらは、利用者等が自らの意思に基づいた自己決定の下で、地域社会において自立した生活を送ることができるよう支援する事業です。

現在、それぞれの事業窓口を通して、様々な相談が寄せられておりますが、相談を受けた職員が個別に対応するだけでなく、必要な支援に繋げられきめ細やかな対応ができるよう相談業務に関わる職員の高い専門性が求められます。

【今後の方向性】

①相談窓口の機能整備

制度の狭間にある人は、経済的、精神的問題や家庭の問題など複合的な問題を抱えており、包括的に支援をするため、アウトリーチ（訪問支援）の徹底及び市等関係機関との連携を強化するなど、窓口相談体制の構築を目指します。

②専門多職種による連携づくり

支援を求めている相談者には、世帯間連鎖などを含めた福祉課題が多様で複合的な場合が多くなっています。これらの課題を解決するためには、状況に応じた支援をする必要があり、行政の職員をはじめ地域の関係者で構成される支援調整会議で協議する等、関係機関と課題の認識を共有しながら、一体的取り組みを強化します。

③本会職員の連携の窓口として「社協内困りごとなんでも相談」を開設

職員同士が互いの事業を理解し、相談できる環境づくりや困りごとの情報共有ができる仕組みをつくり、地域の福祉課題の解決に向けてチーム社協として取り組みます。

実施項目	2019年度 (平成31)	2020年度 (平成32)	2021年度 (平成33)
相談窓口の機能整備	実施	継続	継続
専門多職種による連携づくり	実施	継続	継続
本会職員の連携の窓口として「社協内困りごとなんでも相談」を開設	実施	継続	継続

4 在宅福祉サービス事業の推進強化

重点項目4 介護予防に向けた取り組み

▶目標（1）介護予防教室事業の推進強化

【現状と課題】

超高齢化社会等の進行に伴い、寝たきり等介護が必要な高齢者も急増することが予想されており、取り巻く環境や状況は年々厳しくなっています。

本会では、住み慣れた地域で自分らしく元気で自立した生活が長く送れることを目的に市から委託を受け、「いきいき健康教室事業」、「元気のからくり教室（半日コース事業）」「元気のからくり教室（1日コース事業）」を実施し、介護予防活動に取り組んでいます。

しかしながら、介護が差し迫っているにも関わらず、予防の必要性があまり理解されていないのが現状です。また、介護予防教室事業においては、他の新規事業所の参入も可能であるため、利用者獲得の競合があることも課題となっています。

【今後の方向性】

①プログラムの見直し・創出

今まで培ってきたノウハウと経験を最大限に活かしながら、介護予防サービス内容ごとの評価や見直しの再考を行い、教室への参加が継続され、生活機能の維持や向上に繋がるよう予防活動に取り組みます。

②情報発信・事業間連携強化による新規利用者の確保

介護予防の重要性が認識され利用に繋がるよう、広報活動等の充実を図り、情報発信の強化、また、介護予防事業間での連携を強化することで、新規利用者の確保に努めます。

（ア）住民主体の通いの場活動支援（いきいき健康教室）事業

5か所の拠点及びふれあいサロン等で健康教室を開催しています。利用者の傾向として、昔から馴染みがあるサロンには出向いていますが、拠点の教室は敬遠されがちです。

今後、拠点での参加がしやすい雰囲気づくりや市地域包括支援センター、福祉委員、サロン代表者等への働きかけを強化するとともに、出前講座の中で介護予防の必要性を説きながら、新規利用者の確保に努めます。

（イ）介護予防教室（元気のからくり教室）・半日コース事業

利用者は機能の軽度な低下が見られる中、日々の運動機能の維持・向上のため、定期的に参加されています。

しかしながら、時に、急な体調不良や自己都合により欠席される場合があり、1回あたりの利用者数は減少傾向にあります。

今後、自主性・継続性・仲間づくりをキーワードとした教室の展開を図るとともに、見学・体験コーナーの導入や参加者からの口コミにより、新規利用者の確保に努めます。

（ウ）介護予防教室（元気のからくり教室）・1日コース事業

利用者の傾向として、長期に利用される方が多い中、高齢に伴い介護へ移行され

る割合も高く、全体的に見ると登録者数は徐々に減少しています。また、年齢層の幅が広く、身体レベルに差があります。

今後、これらを改善するために、既存プログラムの見直しや新たな創出に取り組むとともに、いきいき健康教室や元気のからくり教室・半日コースと連携しながら新規利用者の確保に努めます。

実施項目	2019年度 (平成31)	2020年度 (平成32)	2021年度 (平成33)
プログラムの見直し・創出	実施	継続	継続
情報発信・事業間連携強化による新規利用者の確保	実施	継続	継続

5 介護保険事業の経営の安定とサービスの質の向上

重点項目5 介護保険事業の健全経営に向けた取り組み

▶目標（1）事業所の統廃合等及びサービス利用者確保による健全経営

【現状と課題】

今後、生産年齢人口は大きく減少するとされ、一方で必要な介護職員は、現在の2倍必要になるといわれています。介護職員の定着は、本会事業所においても大きな課題であります。

また、他の新規介護保険事業所等の参入により、利用者獲得においても従来のような獲得に至っていない状況です。

今後、サービス事業所の統廃合、また、施設の環境整備や職員の業務環境を改善するなど、新たなサービス提供体制の整備を図る必要があります。

【今後の方向性】

①事業所の統廃合等の検討

介護保険事業の運営状況や運営体制等を分析し、人事体制や非効率的な事業については、事業規模の縮小や統廃合などの措置を講じます。

（ア）居宅介護支援事業

居宅介護支援事業については、新規利用者獲得が以前に比べ難しくなっている状況であることから、地域包括支援センター等と連携を密にし、要介護者はもとより要支援者の獲得を図り、長期的な事業として取り組みます。

また、加算に必要な主任ケアマネージャーを配置し、安定的な収益に繋げるよう努めます。

（イ）通所介護事業

通所介護事業については、市内に民間事業所が増加し、事業所間の競争が一層と激化しており、本会4施設の事業所とも目標利用者数に届いてなく、収益に結びついていません。

今後、他の事業所では行っていないサービスの開発にも力を入れ、新規利用者獲

得に向けて営業努力を行います。一方で経営面からも分析を行い、事業所の統廃合を視野に入れて検討します。

(ウ) 訪問介護事業

訪問介護事業については、訪問介護員の確保が困難な状況であることから、2019（平成31）年度から、現在2か所ある事業所を統合することにより、訪問介護員の不足の解消を図り、効率的経営に努めます。

また、サービス提供体制を充実し、利用者確保に全力で取り組んでいきます。

(エ) 福祉用具貸与事業

福祉用具貸与事業については、介護保険制度等の見直しにより、利用者の獲得が困難な状況であります。それに伴い、毎年赤字幅が増大している状況であるため、2019（平成31）年度中の事業廃止に向けて検討します。

②利用者獲得への方策の検討

介護保険事業4部門において、民間事業者と比較して新規利用者獲得へ向けての営業努力に差があることを認めざるを得ません。

今後については、新規利用者の獲得へ向けて、地域福祉事業等との連携を図り、法人全体として取り組んでいく必要があります。また、利用者や地域から選ばれる事業所を目指し、サービス面の充実に努めます。

実施項目	2019年度 (平成31)	2020年度 (平成32)	2021年度 (平成33)
事業所の統廃合等の検討	検討 実施	検討 実施	検討 実施
利用者獲得への方策検討	実施	実施	実施

▶目標（2）組織機構の再編並びに職員の資質の向上及び有資格者的人材確保

【現状と課題】

現在、介護保険事業は、施設ごと事業ごとの運営になっており、事業所によっては有資格者の確保が難しい状況に陥っています。

今後の課題として、介護保険事業全体を管理・経営できる組織体制が重要となっています。

【今後の方向性】

①組織機構の再編

法人として、介護保険事業全体を視野に入れた事業展開を図るため、段階的に組織機構を再編し、有資格者の集約による専門性と経営効率の向上や事業所間の連携強化を図るとともに、管理体制の強化に努めます。

また、事業所加算体制の確立を図り、収益に繋げられるよう努めます。

②職員の資質向上及び有資格者的人材確保

研修会等への積極的参加、また専門資格取得を奨励するなど、職員の資質向上に努めます。また、職員の処遇改善などを行い、喫緊の課題である登録ヘルパーなどの介護職

員不足の解消に努めます。

実施項目	2019年度 (平成31)	2020年度 (平成32)	2021年度 (平成33)
組織機構の再編	実施	実施	実施
職員の資質向上及び有資格者の人材確保	実施	実施	実施

6 障害福祉サービス事業の経営の安定とサービスの質の向上

重点項目6 障害福祉サービス事業の健全経営に向けた取り組み

▶目標（1）障害福祉サービス事業の健全経営

【現状と課題】

障がいのある方が、住み慣れた自宅において、日常生活または社会生活を営むことができるよう、身体介護や家事援助を行う居宅介護事業など6事業を行っています。

しかしながら、登録ヘルパー不足により、十分なサービス提供が行えていない実態があることから、今後、職員確保に努め、きめ細やかな援助体制の確立を目指す必要があります。

【今後の方向性】

①利用者確保による健全経営

利用者の確保においては、特定相談支援事業所など関係機関と密に連絡を取り、健全経営に取り組みます。また、利用者の意思に沿った支援サービスをより敏速に行い、信頼される事業所を目指します。

②登録ヘルパーの人材確保並びに資格取得の奨励

研修会等への積極的参加、また専門資格取得を奨励するなど、職員の資質向上に努めます。また、職員の処遇改善などを行い、喫緊の課題である登録ヘルパー不足の解消に努めます。

実施項目	2019年度 (平成31)	2020年度 (平成32)	2021年度 (平成33)
利用者確保による健全経営	実施	実施	実施
登録ヘルパーの人材確保並びに資格取得の奨励	実施	実施	実施

▶目標（2）就労支援等事業の健全経営

【現状と課題】

障がい者の自立支援事業として、就労支援継続型事業所(4か所)・生活介護事業所(2か

所)特定相談事業所の管理経営を行っています。

各事業所とも利用者の障がいの特性や身体状況に応じた個別の支援が必要であり、質の高い専門性が求められております。

また、授産活動においては、利用者に合った作業を見つけ出し、社会復帰や工賃アップに繋げていく必要があります。

【今後の方向性】

①利用者確保による健全経営

利用者の確保においては、特定相談支援事業所・東部養護学校など関係機関と密に連絡を取り、健全経営に取り組みます。また、利用者の意思に沿った支援サービスを行い信頼される事業所を目指します。

②研修会への積極的参加による職員の資質向上

専門知識・技術の習得を目的として、積極的に研修会等に参加し、職員の資質向上を図ります。また、利用者はもとより、地域から必要とされる事業所を目指します。

③作業収益・工賃アップに向けた取り組み

作業の受注先の開拓や自主製品の販路拡大を図ります。また、農作業や封入作業などの新規作業の開発により、作業収益・工賃アップに向けた取り組みを推進します。

実施項目	2019年度 (平成31)	2020年度 (平成32)	2021年度 (平成33)
利用者確保による健全経営	実施	実施	実施
研修会への積極的参加による職員の資質向上	実施	実施	実施
作業収益・工賃アップに向けた取り組み	実施	実施	実施

7 施設等の適正管理と健全経営

重点項目7 施設の健全経営に向けた取り組み

▶目標（1）施設の健全経営

【現状と課題】

現在、本会では、生活支援ハウス(日盛苑)・軽費老人ホーム(行基ハイツ)の2施設について、市から委託を受け健全経営に取り組んでいます。

しかしながら、高齢化や身体機能の低下などにより、介護が必要な入居者の割合が増加しています。また、新規入居者はあるものの、長期入院や施設入所等により退所者も少なくなく、安定した入居者の確保が求められます。

【今後の方向性】

①安定的な施設経営

施設入居者の入・退所がある中、素早く入居募集を募り、安定した施設経営に取り組

みます。

②安心できる住まいの提供

健康で安心してその人らしい生活が維持できるよう、個々のニーズに合った支援を行います。

また、老朽化している施設環境を整備し、安全で安心な日常生活が送れるようにします。

③生きがいを抱ける住まいの提供

入居者が生きがいをもって生活が送れるよう、きめ細やかな援助を行い、一人ひとりの目配り、気配り、思いやりを大切に、喜んで頂けるサービスの提供に努めます。

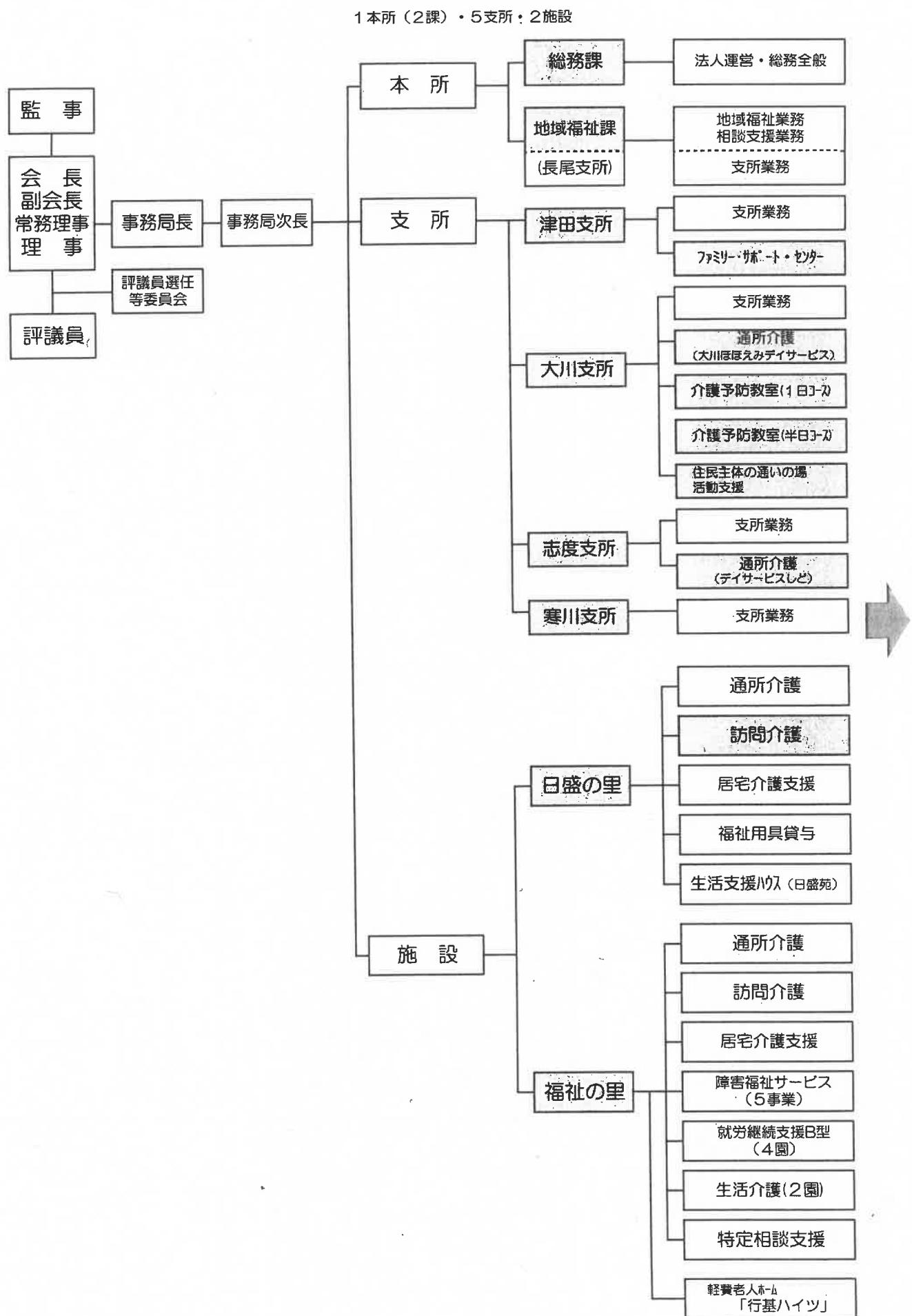
また、地域との交流を図り、地域に開かれた施設を目指します。

④外部サービスの提供

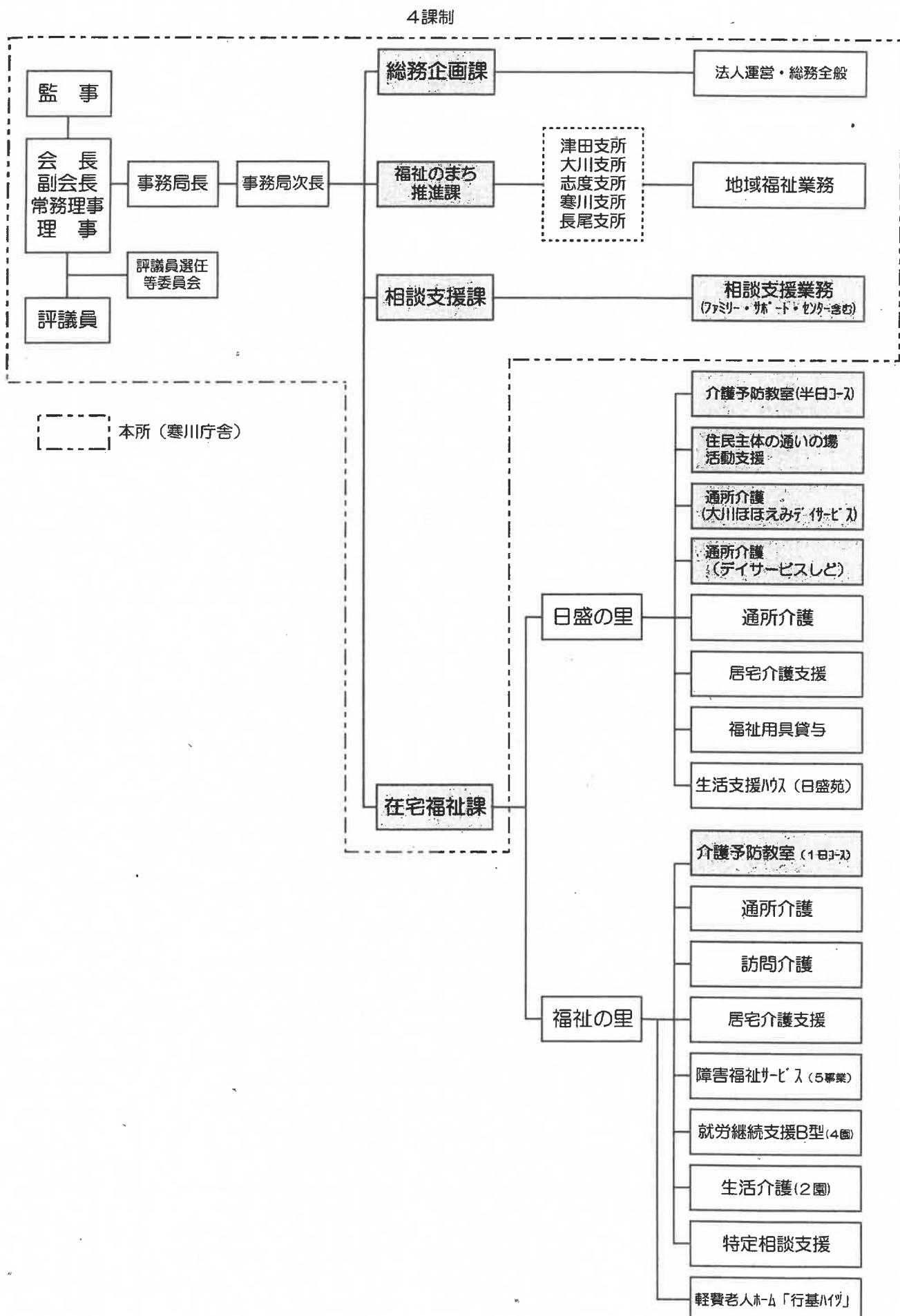
要支援が必要な入居者に対して、ケアマネージャーと連携し必要なサービス（通所介護事業・訪問介護事業など）の提供支援を行います。

実施項目	2019年度 (平成31)	2020年度 (平成32)	2021年度 (平成33)
安定的な施設経営	実施	実施 見直し	実施
安心できる住まいの提供	実施	実施 見直し	実施
生きがいを抱ける住まいの提供	実施	実施 見直し	実施
外部サービスの提供	実施	実施	実施

組織体制図（現状）※平成30年4月1日現在



組織体制図（再編後） ※平成31年度から

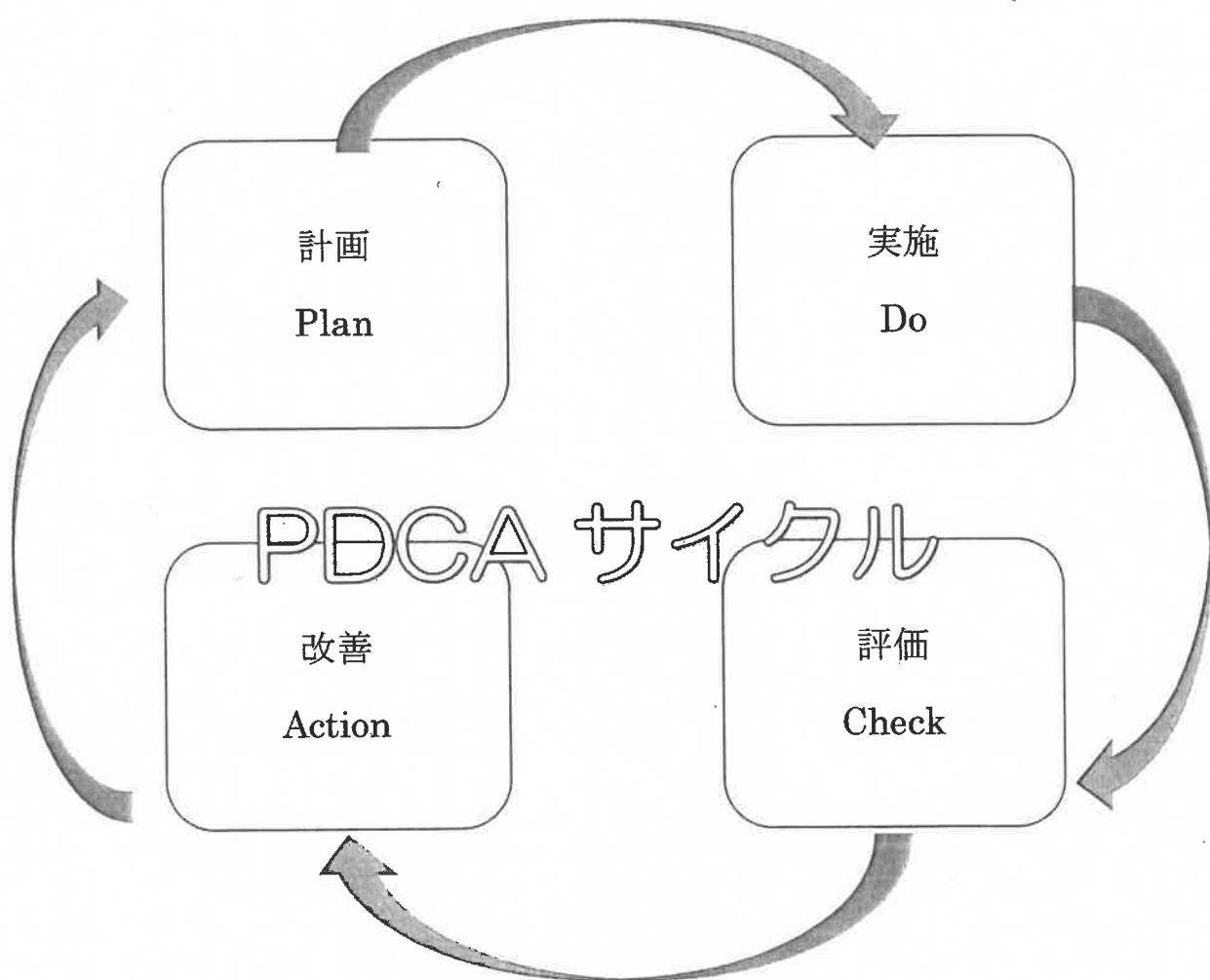


V 計画進行管理

○ 点検・評価体制

点検・評価体制については、経営委員会が中心となり、PDCAサイクル(計画⇒実施⇒評価⇒改善)を導入し、適正に管理し、評価を行います。

また、進行状況は、毎年度理事会・評議員会において報告をするとともに、市の施策状況や法令等の改正などを踏まえて、計画内でも見直しや変更を行います。



社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会 発展・強化計画策定委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第4条第1項の規定に基づき、発展・強化計画策定委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 地域福祉を推進する団体として、社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の事業・経営のビジョンや目標を明確にし、その実現に向けた組織、事業、財政等に関する基本的な取り組みを明示する計画（以下「市社協発展・強化計画」という。）を策定するため、さぬき市社会福祉協議会発展・強化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の任務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、社協発展・強化計画書を理事会に提案するものとする。

- (1) 社協の目指すべき姿に関する事項
- (2) 社協の組織及び職員体制の見直しに関する事項
- (3) 社協の事務事業の見直しに関する事項
- (4) 社協の収入確保とコスト縮減に関する事項

(委員会の組織)

第 4 条 委員会は、委員 9 名以内をもって組織するものとする。

2 委員は、役員及び評議員の中から本会会長が委嘱する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から第3条に定める計画書を提出する日までとする。

(委員長、副委員長の選任及び任務)

第 6 条 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2 委員長は、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

- 第 7 条 委員会の会議は会長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 本会会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を徴収することができる。

(報酬)

- 第 8 条 委員が委員会に出席したときは、報酬として本会の理事、監事及び評議員の報酬及び費用弁償等に関する規程に基づき支給するものとする。

(事務局)

- 第 9 条 委員会の事務局は、本会本所に置く。事業検証、資料提供にあたっては、本会職員の横断的なワーキンググループを設置し検討を行う。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成 30 年 4 月 27 日）から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

○発展・強化計画策定の経過報告

	年 月 日	会 議	内 容
1	平成 30 年 4 月 13 日	第 1 回企画経営会議	平成 30 年度発展・強化計画策定に伴うワーキンググループリーダーについて
2	平成 30 年 5 月 1 日	第 1 回臨時企画経営会議	あり方検討会報告を受けての各グループワーキング会議開催について
3	平成 30 年 5 月 16 日	第 2 回企画経営会議	第 1 期発展・強化計画の取組状況及び経営改善評価シートの作成について
4	平成 30 年 5 月 21 日	第 1 回地域福祉ワーキング会議	地域福祉課から福祉のまち推進課、相談支援課の二課体制への変更に伴う業務分掌について
5	平成 30 年 5 月 22 日	第 1 回在宅福祉ワーキング会議	在宅福祉課の組織体制について
6	平成 30 年 6 月 6 日	第 1 回総務ワーキング(総括)会議	組織体制図(案)の作成について
7	平成 30 年 6 月 12 日	第 2 回臨時企画経営会議	事業所の組織体制について
8	平成 30 年 6 月 13 日	第 3 回企画経営会議	第 1 回経営委員会議案審議について (発展・強化計画策定委員会設置及び第 2 期発展・強化計画策定の実施について)
9	平成 30 年 6 月 22 日	第 2 回在宅福祉ワーキング会議	各事業所の現状・課題並びに事業所の統廃合について
10	平成 30 年 6 月 27 日	第 1 回経営委員会	発展・強化計画策定委員会設置及び第 2 期発展・強化計画策定の実施について
11	平成 30 年 7 月 9 日	第 3 回臨時企画経営会議	第 1 回発展・強化計画策定委員会議案審議について
12	平成 30 年 7 月 13 日	第 4 回企画経営会議	介護保険・介護予防・障害福祉等事業の今後の方向性について
13	平成 30 年 7 月 24 日	第 1 回発展・強化計画策定委員会	委員委嘱及び委員会設置の目的説明 第 1 期発展・強化計画の取組状況報告 第 2 期発展・強化計画の策定スケジュール(案)の説明
14	平成 30 年 7 月 26 日	第 4 回臨時企画経営会議	介護保険・介護予防等事業所の統廃合について
15	平成 30 年 8 月 9 日	第 5 回臨時企画経営会議	介護保険・介護予防等事業所の統廃合に向けたスケジュールについて
16	平成 30 年 8 月 16 日	第 6 回臨時企画経営会議	介護保険・介護予防等事業所の統廃合、実施場所移転の内容検討と今後のスケジュールについて
17	平成 30 年 8 月 21 日	第 7 回臨時企画経営会議	介護保険・介護予防等事業所の統廃合、実施場所移転の内容検討と今後のスケジュールについて

	年 月 日	会 議	内 容
18	平成 30 年 8 月 24 日	第 5 回企画経営会議	第 2 回発展・強化計画策定委員会議案審議について
19	平成 30 年 9 月 6 日	第 2 回発展・強化計画策定委員会	第 2 期発展・強化計画策定における重点項目（組織再編の取り組み）について
20	平成 30 年 9 月 14 日	第 6 回企画経営会議	第 4 回理事会の議案審議について (第 1 回・第 2 回発展・強化計画策定委員会報告及び組織再編の取り組みについて)
21	平成 30 年 9 月 21 日	第 8 回臨時企画経営会議	組織再編に伴う人件費按分について
22	平成 30 年 9 月 27 日	第 4 回理事会	第 1 回・第 2 回発展・強化計画策定委員会報告について 組織再編の取り組みについて
23	平成 30 年 10 月 5 日	第 7 回企画経営会議	組織再編の裏付けとなる平成 30 年度経営状況(決算見込み)に関する資料作成について
24	平成 30 年 10 月 16 日	第 2 回評議員会	第 1 回・第 2 回発展・強化計画策定委員会報告について 組織再編の取り組みについて
25	平成 30 年 11 月 9 日	第 8 回企画経営会議	第 3 回発展・強化計画策定委員会議案審議について 広報紙「ふれねっと」掲載の組織再編の周知について
26	平成 30 年 11 月 9 日	第 9 回臨時企画経営会議	平成 31 年度当初予算(概算)における経営状況について
27	平成 30 年 11 月 13 日	第 10 回臨時企画経営会議	日盛の里訪問介護事業所の存続について
28	平成 30 年 11 月 16 日	第 3 回発展・強化計画策定委員会	平成 30 年度経営状況について (組織再編の裏付けとなる決算見込み)
29	平成 30 年 11 月 20 日	第 11 回臨時企画経営会議	日盛の里訪問介護事業所の存続について (再検討)
30	平成 30 年 12 月 12 日	第 12 回臨時企画経営会議	組織再編について(再検討)
31	平成 30 年 12 月 26 日	第 13 回臨時企画経営会議	第 2 期発展・強化計画（案）について
32	平成 31 年 1 月 9 日	第 14 回臨時企画経営会議	第 2 期発展・強化計画（案）について
33	平成 31 年 1 月 18 日	第 4 回発展・強化計画策定委員会	第 2 期発展・強化計画（案）について

さぬき市社会福祉協議会発展・強化計画策定委員会 委員名簿

役職名	氏 名	備 考
委員長	藤 井 可 郭	理 事
副委員長	多 田 照 代	評 議 員
委 員	高 嶋 宏	評 議 員
委 員	谷 幸 夫	評 議 員
委 員	平 野 通	理 事
委 員	間 島 憲 仁	理 事
委 員	松 岡 民 義	監 事
委 員	吉 原 博 美	理 事
委 員	頼 富 勉	理 事

50音順（委員長、副委員長を除く） 敬称略